

滋賀県退職手当基金条例案について

1. 設置目的

退職手当の支給に必要な経費の財源の確保、および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資する。

2. 積立額

・(R5 退職手当見込額 + R6 退職手当見込額) ÷ 2[※] - (R5退職手当見込額)

(※地方財政計画における退職手当の算入方法と連動)

3. 運用イメージ(令和5年度当初予算 見積り)

・定年引上げ期間中(令和5年度～令和13年度)、1年度おきに定年退職がない年度が生じ、退職手当額が大きく増減するが、国では地方財政計画においてこれを平準化して算入することとし、「基金の活用による年度間の安定的な財源確保」を求める国の通知も発出されたことから、本県でも基金を活用し、単年度の財政負担を平準化する。

【退職手当見込額】

(億円)

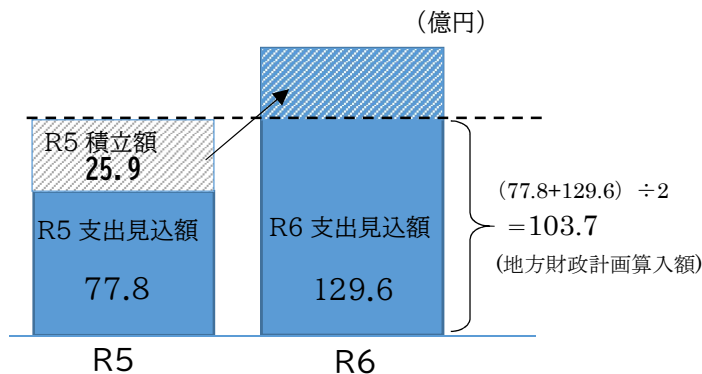
	R5(定年:61歳)			R6(定年:61歳)		
	定年退職	定年前退職		定年退職	定年前退職	
知事等	-	10.1	10.1	17.4	10.9	28.3
教委	-	59.4	59.4	30.0	60.9	90.9
警察	-	8.3	8.3	3.1	7.3	10.4
計	-	77.8	77.8	50.5	79.1	129.6

・令和5年度：77.8億円を「退職手当」として、25.9億円を「積立金」として予算計上。

(一般財源所要額:77.8+25.9=103.7億円)

・令和6年度：129.6億円を「退職手当」として予算計上。うち25.9億円は「基金繰入金」を充当。

(一般財源所要額:129.6-25.9=103.7億円)



【R5 任命権者別積立額】 (千円)

知事等	913,554
教委	1,565,661
警察	106,984
計	2,586,199

滋賀県退職手当基金条例案要綱

1 制定の理由

職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県退職手当基金条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県退職手当基金条例

(設置)

第1条 滋賀県職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。